

IFRSをめぐる動向 第73回 保険プロジェクトの動向(欧州 CFO フォーラムの提案およびIASBによる対応)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。

今回は、2013年6月20日にIASBから公表された「保険契約」に関する再公開草案に対する欧州 CFO フォーラム(European Insurance CFO Forum)の代替案について解説します。

IASBは、保険契約フェーズIIにおいて、2014年1月より、再公開草案に対するコメントに基づき、保険契約についての再審議を行っています。無配当保険についての審議はひととおり終了し、有配当契約に関する契約についての審議をおこなう段階にあります。現在、教育セッションが続いています。IASBの有配当契約の会計処理の方向性について、欧州の保険業界から、反対の意見が述べられています。

このような状況の中、欧州 CFO フォーラムは、2013年の再公開草案そしてその後のIASBの再審議の内容が、投資家に対して保険事業の業績を説明するための適切な基礎を提供しないこと、また、長期契約、特に有配当契約についての性質を適切に反映していないことについて懸念を表明しています。2014年11月のIASBの月次会議において欧州 CFO フォーラムの代表者3名は、以下の諸点に関する有配当契約の会計処理の代替案について説明を行いました。

2. 範囲

欧州 CFO フォーラムは、有配当契約において、様々な形式が採用されているとしています。代替案において、有配当契約は、保険契約者に対して保証されている給付に加え、契約もしくは発行者の裁量により、変動性を有するリターンを受け取る権利を提供する全ての保険契約を含むものと考えています。したがって、様々な形式をとるものの、この点では経済的に類似しているため、全ての有配当契約に対して今回の代替案が適用可能であると考えています。

3. 計算の単位

欧州 CFO フォーラムは、保険者は、多くの保険契約者を対象として、有配当契約に関する保険のエクスポージャーと投資ポートフォリオを管理していることを考慮して、代替案を検討しています。同様に、時系列にみれば、保険者は、複数世代の有配当契約を長期間にわたり管理していることも考慮し、代替案を検討しています。したがって、代替案における有配当契約を測定する計算単位は、これらの前提を反映するため、無配当契約に関するIASBによる暫定的決定よりも、大きくなる可能性があることを意味しています。

4. 計算単位の性質

代替案は、オープンエンド・ポートフォリオを使用することを前提としています。これは、上述のとおり、同一の計算単位において複数世代の有配当契約を管理するという実務を反映した結果です。

このことは、異なる世代間における収益性が異なっても、採算の取れない世代の契約を、他の世代の利益と通算してしまうため、計算単位全体で、契約サービス・マージンが負の残高になる可能性は低くなることを意味しています。

5. 計算の基礎

欧州 CFO フォーラムは、2013 年の再公開草案におけるビルディング・ブロック・アプローチおよび履行キャッシュ・フローについての現在価値による測定の原則を、有配当契約の測定に適用することを提案しています。また、IFRS 第9号における金融商品の測定に関するIASBのアプローチにも基づいています。

6. 割引率および金利費用

欧州 CFO フォーラムの提案では、貸借対照表の有配当契約におけるキャッシュ・フローは、無配当契約に対して適用される割引率と同じ方法を使用して割り引かれます。損益計算書において報告される金利費用は、各報告期末時点のポートフォリオの簿価利回りを使用します。

各報告期末時点のポートフォリオにおける簿価利回りは、保険契約の裏付けとなる資産を利回り計算の基礎としています。このため、損益計算書において報告される金利費用は、同じく損益計算書において報告される投資リターンと整合的に決定されます。

また、代替案において、保険契約の測定による割引率と損益計算書において報告される金利費用との差が存在する場合、その差額を、その他の包括利益において報告することが提案されています。

7. 契約サービス・マージンのアンロックング

CFO フォーラムは、契約サービス・マージンは、有配当契約におけるサービスの提供から将来において稼得される全ての利益を表していると考えています。契約サービス・マージンは、基礎となる項目の価値の変動および再投資の仮定により影響をうける保険契約の測定における変動に対して調整されます。

欧州 CFO フォーラムの代替案の中核は、契約サービス・マージンの完全なアンロックングすることにあります。この完全なアンロックングは、各報告期末時点における利益(契約サービス・マージン)の再測定を意味しており、IASB の提案とは異なる内容です。

欧州 CFO フォーラムは、契約サービス・マージンのアンロッキングは、契約開始時において契約サービス・マージンが測定される方法と整合的であり、保険者の長期の業績をより良く反映していると考えたため、各期末日に再評価することを明確化する提案を行いました。

このことは、概念的に、IASB の再審議における検討内容に近いと見なされ、欧州 CFO フォーラムは、この検討内容に同意する可能性があるとしています。しかし、欧州 CFO フォーラムは、IASB により議論された適用要件は、過度に厳格であり、その結果、限定的な数の契約しか有配当契約の範囲に含まれないのではないかと懸念を抱いています。

契約サービス・マージンが投資リターンに関してアンロッキングされるため、基礎となる資産の分類が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)金融商品か、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する(FVPL)金融商品のいずれかにより、測定された契約サービス・マージンの表示が異なる可能性があります。したがって、投資家は、契約サービス・マージンによりアンロッキングされた結果、それぞれ、いくら金額が契約サービス・マージンを対象として調整されたかを理解する必要があります。

8. オプションと保証

欧州 CFO フォーラムは、オプションと保証が、保険契約から分離できない場合、オプションと保証を分離する必要はないと提案しています。これは、特定の有配当契約について、オプションと保証に関するキャッシュ・フローの分離を求める2013年の再公開草案に対する解決策として示されたものです。代替案では、保険契約に組み込まれているオプションと保証は、保険契約の他の要素と整合的に取り扱われることが想定されています。

代替案は、オプションと保証の測定および測定の変動が、財務諸表のどの構成要素において報告されるかについて、以下の3つの方法があるとしています。

1. 全ての変動は、契約サービス・マージンを調整することによって認識する
2. 時間価値のような割引率の変動に関連するいくつかの変動についてはその他の包括利益において認識される(オプションと保証の本源的価値の変動は、契約サービス・マージンに対して認識される)
3. 全ての変動は、純損益において認識される

2014年11月のIASBの月次会議における説明では、1および2について説明されました。しかし、オプションと保証の測定および測定の変動に関する取り扱い方法として、3も選択肢に含まれています。

9. 契約サービス・マージンの解放

代替案によれば、契約サービス・マージンは、保険契約にもとづいて提供されるサービスの移転を最も反映する一定の方法で、保険契約期間にわたり、純損益において報告されます。この

ため、契約サービス・マージンを純損益に解放する、すなわち認識するためのドライバーは、有配当契約に基づいて提供されるサービスの性質に依拠することになります。具体的な例として、提供されるサービスは、保険契約の管理および保険契約に基づく補償の提供だけでなく、資産管理サービスを含んでいると説明されています。

欧州 CFO フォーラムは、これらのサービスの組み合わせは、有配当契約の性質により異なると考えており、サービスの組み合わせは、契約の引受当初において評価され、かつ開示されるべきであると考えています。また、同様の契約については同様のドライバーの選択が行われることを期待しています。

10. 欧州 CFO フォーラムの代替案への対応

IASB は、欧州 CFO フォーラムの提案を受け、この有配当契約に関する代替案への対応を検討しました。2015 年3月のスタッフ・ペーパーには、2014 年 11 月の欧州 CFO フォーラムの説明に対する IASB の質問およびそれに対する欧州 CFO フォーラムからの回答を取り纏めた資料が含まれています。

2015 年3月の月次会議において、有配当契約に対する取り扱いについての教育セッションを行いました。そこでは、契約サービス・マージンは、投資リターンにおける保険契約者のシェアに関する考え方、範囲、および契約サービス・マージンの損益への配分等について、議論が行われました。しかし、この月次会議では、いかなる決定も行われませんでした。

11. 基礎となる投資リターンにおける、保険者の持分に関する考え方

IASB は、異なる会計上の効果をもたらす可能性のある、次の異なる2つの有配当契約についてのアプローチについて議論しました。

第1のアプローチは、基礎となる投資リターンの持分は、基礎となる項目からの経済的リターンを共有するという無配当契約に関する一般的なモデルに類似するアプローチを有配当契約にも適用するものです。

第2のアプローチは、無配当契約に関する一般的なモデルの調整を要求するアプローチです。基礎となる投資リターンにおける保険者のシェアは、サービスに関する変動手数料として取り扱われます。そして、保険者の持分に帰属する変動手数料を除きすべての変動リターンは、保険契約者に帰属することを基礎としています。この基礎となる項目の投資リターンにおける保険者のシェアは、契約サービス・マージンに対して調整されます。このアプローチは、2014 年 11 月に議論された CFO フォーラムによる代替案に近い考え方です。

12. 範囲

IASB スタッフは、以下の性質を伴う有配当契約のみを「サービスに関する変動手数料」として会計処理する対象の範囲に含めるべきであると提案しました。

- ・契約は、契約者が、明確に認識された基礎となる項目のプールにおいて分配を受取ることを特定している

- ・保険者は、契約からのキャッシュ・フローの実質的な部分が、基礎となる項目の変動とともに変動することを期待している

- ・保険者は、保険契約者が、基礎となる項目からのリターンの金額の実質的シェアを受け取ることを期待している

この基礎となる項目のプールは、契約もしくはその他(例えば、規制)の何れかにより、明確に特定される必要があります。また、変動手数料の源泉となるのは、基礎となる「項目」の変動とされています。「項目」とされているので、保険契約の裏付けとなる資産に限定されていません。保険契約から生じる利益を対象とすることも可能です。

これらの考え方によれば、ユニット・リンク、インデックス・リンク、欧州大陸系の 90 対 10 の契約および英国の利益付契約などの保険契約は、有配当契約の範囲に含まれる可能性があります。しかし、すべてではないものの、多くのユニバーサル生命保険契約は、このアプローチの適用の対象とはならない可能性があります。

13. 契約サービス・マージンの損益における配分

いかなる配分のアプローチも、裁量の余地がありますが、最も単純かつ最も客観的な方法は、時の経過に基づいて配分する方法です。また、このアプローチは、潜在的な損益の調整を回避するという利点があります。その他の選択肢として、投資関連サービスを、契約サービス・マージンの配分において使用することが考えられます。

もし投資関連サービスを、契約サービス・マージンの配分において採用する場合、保険者の管理下にある資産の金額に基づいて、配分することが考えられます。この場合、時の経過とともに保険者の管理下にある資産が増加することを反映することになります。これは、時の経過に基づく配分を行った場合、契約の早い時期に、手数料についての過大な計上をもたらすとの見解への対応策として述べられました。これに対して、勘定残高が増加する場合においても、提供される保険カバーは、各期において同じであるためと述べ、提供されるサービスは、各期において同じであり、時の経過によるアプローチに問題はないとする見解もあります。